

## 御床とことこ保育園 重要事項説明書

### 1. 事業所の目的及び運営の方針

#### (1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人 育誠会
事業者の所在地	〒819-1331 福岡県糸島市志摩久家 2911-3
事業者の連絡先	092-328-3440
代表者氏名	理事長 大蔵 誠嗣

#### (2) 事業所の概要

種別	小規模保育事業A型				
名称	御床とことこ保育園				
所在地	〒819-1322 福岡県糸島市志摩御床 1780-39				
連絡先	TEL 092-332-8577 FAX 092-332-8578				
施設長氏名	日吉 祐子				
開設年月日	令和3年6月1日				
利用定員	(3号)	0歳児	1歳児	2歳児	合計
		5人	7人	7人	19人
当園の基本理念・方針	<p>(保育方針)</p> <p>よく食べ、元気に遊び、日々を大切に生きる。</p> <p>(望ましい子どもの姿)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康で明るい子ども</li> <li>・素直で思いやりのある子ども</li> <li>・おちついて人の話が聞ける子ども</li> </ul> <p>(保育の目標)</p> <p>豊かに伸びていく可能性をもつ子どもが、今を幸せに生き、又望ましい未来をつくり出す力の基礎をつちかうことを保育の目標としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとりひとりの子どもの姿を、正しく見つめて保育する。</li> <li>・常に暖かい心で接し、やさしい心を育てる。</li> <li>・保護者や地域の方々と協力して、子ども達の成長を見守る。</li> <li>・子どもの健康と安全に配慮し、よい生活習慣が身に付くように、ひとりひとりに応じた援助を行う。</li> </ul>				

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	2614.15 m <sup>2</sup>
	園庭	684.48 m <sup>2</sup>
園舎（賃貸契約部分）	構造	RC造地上2階建ての1階部分
	延べ	180.6 m <sup>2</sup>

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	20 m <sup>2</sup>
ほふく室	1 室	27.5 m <sup>2</sup>
保育室	1 室	36.25 m <sup>2</sup>

(5) 職員体制（R5年4月1日 現在）

職種	員数	常勤	非常勤	備考
施設長	1 人	1 人	人	
保育士	9 人	3 人	6 人	

(6) 利用定員ごとの特定地域型保育の提供する曜日等

【3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで		
保育時間	保育標準時間	午前7時00分～午後6時00分（11時間）	
	保育短時間	午前9時00分～午後5時00分（8時間）	
延長保育	保育標準時間	朝：なし 夕：なし	
	保育短時間	朝：午前7時00分～午前9時00分 夕：午後5時00分～午後6時00分	
開所時間	月～金曜日	午前7時00分～午後6時00分	
	土曜日	午前7時00分～午後6時00分	
	日曜日・国民の祝日		

(7) 利用料等

利用者負担（月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）		
実費徴収	紅白帽子代	1 個あたり	590 円～1,000 円
	保護者会費	月額	400 円
	新年度用品代	年度初めのみ	1,750 円～2,000 円
	通園バス利用料 ※兄弟児は半額	往復	2,600 円
片道		1,300 円	
その他	延長保育利用料	1 時間あたり	300 円/1 人 600 円/2 人
		月ぎめ	2,800 円/1 人 5,000 円/2 人

## (8) 支払方法

毎月の利用者負担額（保育料）、及びその他費用を、保護者指定金融機関口座から自動引落（口座振替）させていただきます。引落日は毎月23日（金融機関休業日は翌営業日）です。（延長保育利用料は現金徴収となります。）

## (9) 提供する特定地域型保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に準じ、事業の特性に留意して、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育を提供します。

（給食・おやつについて）

「身体に良い物、旬の物をおいしく食べる」ことを基本に献立を作成し、地産地消の物を取り入れた一飯一汁一菜の完全手作り給食です。保護者の方へは毎月末に献立表を配布しますので、毎日の献立はそちらをご覧ください。

（アレルギー対応等）

アレルギーが疑われる場合は、医師の診断書（又は指示書）を保育園に提出してください。個別にご相談の上、診断書（又は指示書）に基づき当園で除去可能なもの除去食および代替食で対応いたします。年齢に伴い、アレルギー症状がなくなりましたら「除去食解除申請書」の提出をお願いします。

## (10) 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園式、進級式、歯科検診、定例健康診断、保育参観および保護者会総会
5月	こいのぼり持ち帰り、尿検査、衣替え
6月	布団オゾン乾燥、時の記念日製作物持ち帰り
7月	プール開き、七夕お誕生会、どろんこ遊び
8月	プールあそび、どろんこ遊び、保育参観（3歳未満児）・保護者会総会
9月	運動会
10月	定例健康診断、芋ほり遠足、歯科検診（全園児）、観劇会
11月	衣替え、小発表会
12月	発表会
1月	修了記念写真撮影、保護者会総会
2月	豆まき
3月	ひなまつり誕生会
毎月の行事	身体測定、お誕生会、お弁当の日（5月～）、布団洗濯日

(11) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【3号認定子ども（保育認定）】

利用者の内定	市の利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 3号認定子どもに該当しなくなったとき</li><li>・ 保護者から退園の申出があったとき</li><li>・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき</li><li>・ 子どもの居住地の市町村と協議のうえ保育の提供の継続が適当と認められないとき。</li><li>・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき</li></ul> <p>(退園または転園の手続き)</p> <p>保護者は、当園を退園又は転園しようとするときは、原則として退園又は転園をする月の1か月前までに園長に対し退所届を提出するものとします。</p>
利用に当たっての留意事項	<p>(登園について)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 登園は9時00分までをお願いします。</li><li>・ 当日に欠席、又は登園が遅れることを連絡する場合は9時00分までにご連絡ください。</li></ul> <p>※バス利用の方は到着時間前までに連絡をください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 原則として、保育時間内でのお迎えをお願いします。緊急の場合で、お迎えが遅れたり、延長保育を利用する場合には必ず連絡をください。</li></ul> <p>(健康管理)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 熱が37.5℃ある場合は登園を控えてください。</li><li>・ 集団生活ができる状態での登園となりますので、受け入れ職員に体調についてお知らせ下さい。前日までの発熱や嘔吐下痢などいつもと様子が違う時は、必ず受診してから登園して下さい。座薬を使用しての登園は出来ません。発熱以外にも全身症状をみて機嫌、食欲、睡眠、鼻水、目やに、腹痛、下痢、吐き気、嘔吐、発疹等にも留意して下さい。</li></ul> <p>※保育園は低年齢の集団生活で、蔓延や重篤化し易い為、早めの対応と無理な登園は控えて頂きますよう、ご協力をお願い致します。</p> <p>(病気の時の対応)</p> <p>乳幼児は十分な免疫も獲得しておらず、抵抗力も弱く、急激に危険な状態になり易い為、早めのお迎えをお願いしております(体温が37.5℃以上や繰り返しの嘔吐、下痢、腹痛、食欲不振、機嫌不良等の全身状態)また、体温がいつもより高い、様子が違うなどの時には、状態をお知らせします。急なお迎えに備えて、連絡がすぐにとれるよう、またお迎えに来ることが出来るよう(祖父母、親戚、近隣等)お願いします。</p>

(登園届・意見書について)

園ではできるだけ集団生活の場で病気が広がらないようにするため、意見書(医師記入)および登園届(保護者記入)の提出をお願いしています。症状が回復していても、意見書の提出がない場合は自宅での保育をお願いすることがあります。学校伝染病に定められていない伝染病についても、乳幼児がよくかかる感染症については、登園の目安を参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いいたします。集団生活に適応できる状態に回復してから登園するようご配慮いただきますようお願いいたします。

(意見書が必要な感染症)

麻疹(はしか)、インフルエンザ、風しん、水痘(水ぼうそう)、結核、百日咳、咽頭結膜炎(プール熱)、アデノウイルス感染症(咽頭炎・結膜炎)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、腸管出血性大腸菌感染症(O-157等)

(登園届が必要な感染症)

溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、手足口病、伝染性紅斑(リンゴ病)、ヘルパンギーナ、ウイルス性胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノウイルス等)、RSウイルス感染症、突発性発疹、帯状疱疹

(与薬について)

保育園での与薬は原則として取り扱わないことになっています。ただし、やむを得ない場合は、医師の「投薬指示書」(緑色)と保護者の「与薬依頼票」を提出頂いて与薬するようにしています。塗り薬の場合も同様ですが、できるだけ登園前に塗っておいていただくと助かります。目薬の与薬は取り扱っておりませんので、ご家庭にて登園前の与薬をお願いします。

※一包ごとにお子さんの名前、日付、飲ませる時間を油性ペンなどで書いて持ってきて下さい。

※一日に一回分だけをお預かりいたします。

※シロップは一回分だけを容器に入れて下さい。

※薬によっては、朝夕の2回にできるものもあるようなので、できれば医師に相談して、そのようにして頂くと助かります。

※『与薬依頼票』は一薬と一緒に保護者が記入して園に提出して下さい。

※3日間続けて服用して改善がみられないときは、医師に相談して下さい。

※『投薬指示書』『与薬依頼票』とも日付に誤りがある場合は与薬できませんので、必ず確認して下さい。

### (12) 嘱託医 (引津保育園と連携協力)

医療機関の名称	岩隈医院
医院長名	高妻 一郎
所在地	糸島市志摩御床 91-9
電話番号	092-328-2525

### (13) 嘱託歯科医 (引津保育園と連携協力)

医療機関の名称	たけだ歯科クリニック
医院長名	竹田 茂樹
所在地	糸島市波多江駅北 4-3-1-1F
電話番号	092-330-8020

### (14) 緊急時における対応方法

保育中に容体の急変があった時	保育の提供中に子どもに体調の急変があった場合は、速やかに保護者へ連絡をし、必要な措置を講じます。
管轄する消防署	糸島消防署(糸島市前原1783-1 TEL322-4222)
管轄する警察署	糸島警察署(糸島市前原中央1-6-1 TEL323-0110)
風水害等により閉園する場合	<p><u>1.園の所在地域に「避難準備情報」が出たとき</u> 開園時間前であれば、保護者に対し、当日閉園を連絡する。開園時間中に避難準備情報がでた場合は、結果的に閉園となる。</p> <p>①登園児を施設内の安全な場所や避難所に移動させる。 ②園児の保護者に連絡し、園児を引き渡す。</p> <p><u>2.事前連絡により、すべての保護者に理解を得たとき</u> 警報の発表や事前の台風情報により、施設に被害の可能性があり、園児の安全確保が困難な場合には、保護者に連絡をとり、自宅保育の可否の確認と依頼を行う。保護者の理解と協力により、登園児がいない場合は、結果的に閉園となる。</p>
風水害等により開園する場合	<p>1. 施設の停電や保育士の通勤不能な状況を想定の上、来援時に対する保育士の配置や非常給食を準備する。</p> <p>2. 2次災害を避けるため、できるかぎり、警報中に園児の受入れと保護者の引き渡しを避ける。</p> <p>3. 施設自体は安全であっても、周囲と孤立した状況になり園児の安全確保が困難な状況になり得る可能性があるため、限られた人材、設備や器具、備蓄食料を有効活用する。</p>

避難場所について	当園における災害時の避難場所は以下のとおりです。		
		第1避難場所	第2避難場所
	園舎の火災の場合	鎌田農園	
	津波	建物屋上	
	地震	引津小学校	引津公民館
引き渡し場所について	災害発生後の子どもの引き渡しは、原則として当園で行うものとします。ただし、災害の状況に応じて現地で引き渡す場合があります。		
保護者と連絡が取れない時	緊急時で保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。		

### (15) 防犯、事故防止のための措置

防犯、事故防止のための措置	当園は、園児の安全を確保するための定期的に施設整備の点検を行い、日常の保育環境の設備をしています。保育中の安全には十分に注意を払っておりますが、万が一の時に備えて、日本スポーツ振興センターの保険に加入しております。(保険料の一部は保護者会よりご負担いただいております。)
非常災害用備蓄	災害などで帰宅困難となった場合の防災備蓄品(飲料水、非常用ビスケット、衛生用品など)を保管しております。また、非常用発電機も備えております。

### (16) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付責任者	日吉 祐子	施設長
第三者委員	井上 藤孝	糸島市前原南 2-15-2
		092-322-1006
	高武 清	糸島市志摩久家 2823 TEL 092-328-2604
福岡県運営適正委員会事務局	春日市原町 3-1-7 クローバープラザ 6階 TEL092-584-3790 (平日 9:00~17:00)	

### 【要望・苦情等への対応方法】

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。</li> <li>・ 要望・苦情等の内容を受付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、市からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、市に報告をします。</li> <li>・ 苦情を密室化せず社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進め、円滑・円満な解決の促進、保育事業への信頼性の確保および適正性の確保を図ります。</li> </ul>
---

### (17) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	保育園賠償責任保険
保険会社	損害保険ジャパン日本興亜株式会社

### (18) 個人情報の取り扱いについて

個人情報は、当園が定める個人情報取扱規程に基づき取扱います。また、次に掲げる場合には、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供をすること又は使用することがあります。

#### (1) 個人情報の提供

##### ア 保育所児童保育要録を送付するとき

小学校就学の際には、子どもの育ちを支えるための資料(保育所児童保育要録)を法令に基づき入学予定の小学校へ送付することとされており、保育に関する記録等について入学予定の小学校へ情報提供を行います。

##### イ 緊急を要するとき

緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。

##### ウ 保育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき

保育の提供するにあたり知り得た個人情報のうち、法令等に基づき支給認定を行った市町村に対し報告等が必要なときは、情報提供を行います。

#### (2) 個人情報の使用

##### ア 保育料の金額の情報

お住まいの市町村が認定した世帯所得に基づく保育料の金額の情報は、時間外保育料の徴収など必要な範囲に限って使用します。

##### イ 子ども及び子どもの世帯の情報

提出された資料の子ども及び世帯の情報は、保育の提供に必要な範囲に限って使用します。

### (19) 連携施設

連携施設の名称	引津保育園
連携施設の種類	保育所
連携協力の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 保育内容の支援</li><li>■ 給食に関する支援</li><li>■ 嘱託医（健康診断）</li><li>■ 園庭の開放</li><li>■ 合同保育</li><li>■ 代替保育の提供</li><li>■ 卒園後の受け皿の設定</li></ul>